

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第2章 審査請求 第87条 ((審査請求書の記載事項等)) 関係 1 審査請求書に記載すべき事項</p> <p style="text-align: center;">第80条 ((行政不服審査法との関係)) 関係</p> <p>(その他国税に関する法律による別段の定め) 80-1 法第80条第1項の「別段の定め」には、例えば、次に掲げる定めがこれに当たること留意する。 (1) 法第3条 ((人格のない社団等に対するこの法律の適用))、法第10条 ((期間の計算及び期限の特例))、法第11条 ((災害等による期限の延長))、法第12条 ((書類の送達))、法第13条 ((相続人に対する書類の送達の特例))、法第14条 ((公示送達)) 及び法第124条 ((書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)) の規定 (2) 徴収法第8章 ((不服審査及び訴訟の特例)) のうち不服申立てに関する規定 (3) 相続税法附則第3項ただし書 ((不服申立先等の特例)) の規定</p> <p style="text-align: center;">第87条 ((審査請求書の記載事項等)) 関係</p> <p>(審査請求書に記載すべき事項) 87-1 審査請求書には、法第87条に規定する事項の記載のほか、法第124条 ((書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)) に規定する事項の記載が必要であることに留意する。</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第2章 審査請求 第87条 ((審査請求書の記載事項等)) 関係 1 審査請求書に記載すべき事項等</p> <p style="text-align: center;">第80条 ((行政不服審査法との関係)) 関係</p> <p>(その他国税に関する法律による別段の定め) 80-1 法第80条第1項の「別段の定め」には、例えば、次に掲げる定めがこれに当たること留意する。 (1) 法第3条 ((人格のない社団等に対するこの法律の適用))、法第10条 ((期間の計算及び期限の特例))、法第11条 ((災害等による期限の延長))、法第12条 ((書類の送達))、法第13条 ((相続人に対する書類の送達の特例))、法第14条 ((公示送達)) 及び法第124条 ((書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)) の規定 (2) 徴収法第8章 ((不服審査及び訴訟の特例)) のうち不服申立てに関する規定 (3) 相続税法附則第3項ただし書 ((不服申立先等の特例)) の規定</p> <p style="text-align: center;">第87条 ((審査請求書の記載事項等)) 関係</p> <p>(審査請求書に記載すべき事項等) 87-1 審査請求書には、法第87条に規定する事項の記載のほか、法第124条第1項 ((書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)) に規定する事項の記載及び同条第2項に規定する押印が必要であることに留意する。</p>